

議案第40号

佐野市医療費助成に関する条例の改正について

佐野市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年6月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1 次に掲げる視覚障がい

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- (2) 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (3) ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- (4) 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

別表2の項及び3の項中「者」を「もの」に改め、同表4の項及び5の項中「すべて」を「全て」に、「者」を「もの」に改め、同表6の項から8の項までの規定中「者」を「もの」に改め、同表9の項中「前各号」を「前各項」に、「者」を「もの」に改め、同表10の項及び11の項中「者」を「もの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の佐野市医療費助成に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

理 由

ひとり親家庭医療費における助成対象者を拡充し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市医療費助成に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 <u>両眼の視力の和が0.04以下の者</u></p> <p>2 <u>両耳の聴力のレベルが100デシベル以上の者</u></p> <p>3 <u>両上肢の機能に著しい障がい</u>を有する者</p> <p>4 <u>両上肢のすべての指を欠く者</u></p> <p>5 <u>両上肢のすべての指の機能に著しい障がい</u>を有する者</p> <p>6 <u>両下肢の機能に著しい障がい</u>を有する者</p> <p>7 <u>両下肢を足関節以上で欠く者</u></p> <p>8 <u>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい</u>を有する者</p> <p>9 <u>前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がい</u>を有する者</p> <p>10 <u>精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がい</u>を有する者</p> <p>11 <u>傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、</u></p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 <u>次に掲げる視覚障がい</u></p> <p>（1） <u>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</u></p> <p>（2） <u>一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</u></p> <p>（3） <u>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</u></p> <p>（4） <u>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</u></p> <p>2 <u>両耳の聴力のレベルが100デシベル以上のもの</u></p> <p>3 <u>両上肢の機能に著しい障がい</u>を有するもの</p> <p>4 <u>両上肢の全ての指を欠くもの</u></p> <p>5 <u>両上肢の全ての指の機能に著しい障がい</u>を有するもの</p> <p>6 <u>両下肢の機能に著しい障がい</u>を有するもの</p> <p>7 <u>両下肢を足関節以上で欠くもの</u></p> <p>8 <u>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい</u>を有するもの</p> <p>9 <u>前各項に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がい</u>を有するもの</p> <p>10 <u>精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がい</u>を有するもの</p> <p>11 <u>傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、</u></p>

長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障がい^{を有する者}であって、当該障がいの原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して、1年6月を経過している者

(備考) (略)

長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障がい^{を有するもの}であって、当該障がいの原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して、1年6月を経過しているもの

(備考) (略)